

毎月勤労統計調査の説明

1 調査の概要

1.1 調査の体系

毎月勤労統計調査の体系は、「全国調査（第一種事業所調査、第二種事業所調査）」「地方調査（第一種事業所調査、第二種事業所調査）」及び「特別調査」から成り立っています。第一種事業所調査は常用労働者 30 人以上、第二種事業所調査は常用労働者 5～29 人の事業所規模を対象とし、毎月調査を実施しています。なお、特別調査は、常用労働者 1～4 人の事業所規模を対象とし、年 1 回（7 月分）調査を実施しています。

1.2 調査の目的

毎月勤労統計調査は、統計法に基づく指定統計（指定統計第 7 号）で、賃金、労働時間及び雇用についての毎月の変動を明らかにすることを目的としています。この報告書は、東京都における状況を明らかにする「地方調査」結果をとりまとめたものです。

1.3 調査の対象

本調査の産業分類は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）を大分類としています。

常時 5 人以上の常用労働者を雇用する民営、公営及び官営の全事業所の中から、産業及び規模ごとに抽出し、厚生労働大臣が指定した約 3,300 事業所を対象に調査したものです。

1.4 調査の期間と方法

調査の期間は 1 ヶ月単位、調査期日は毎月末日（又は最終給与締切日前 1 ヶ月）です。

調査方法は、30 人以上の規模の事業所（第一種事業所）については郵送調査かインターネットを活用した毎勤オンラインシステムで行い、5～29 人の規模の事業所（第二種事業所）は、統計調査員による調査票の収集または毎勤オンラインシステムによって調査票データを収集したものです。

2 用語の定義

2.1 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償とし

て使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、
購買代金等を差し引く前の金額で、支給方法が口座振込みであるかを問い
ません。また、退職を事由に労働者に支払われる退職金は含まれません。

2.1.1 現金給与総額

きまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額をいいます。

2.1.2 きまって支給する給与

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、
算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労
働手当を含みます。

2.1.3 所定内給与

きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のものをいいます。

2.1.4 所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、
深夜労働に対して支給される給与で時間外手当、早朝出勤手当、休日出
勤手当、深夜手当等をさします。

2.1.5 特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働
者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条
件、算定方法が定められている給与で以下に該当するものです。

①夏冬の賞与、期末手当等の一時金

②支給事由の発生が不定期なもの

③3ヵ月を超える期間で算定される手当等（6ヵ月分支払われる通勤
手当等）

④いわゆるベースアップの差額追給分

2.2 実労働時間、出勤日数

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数です。休憩時間
は給与支給の有無にかかわらず除かれ、有給休暇取得分も除かれます。

2.2.1 総実労働時間数

次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計です。

2.2.2 所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の
実労働時間数のことです。

2.2.3 所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことです。

2.2.4 出勤日数

業務のため実際に出勤した日数です。1時間でも就業すれば1出勤日
となります。

2.3 常用労働者

事業所に雇用され給与を支払われる労働者（船員法の船員を除く）のうち、①期間を定めずに、又は1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者

②日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期の前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者のいずれかに該当する人を常用労働者といいます。

常用労働者数は、母集団推計比率によって算出した推計数です。

2.4 一般労働者

常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者をいいます。

2.5 パートタイム労働者

常用労働者のうち、

①1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者

②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

のいずれかに該当する者をパートタイム労働者といいます。

2.6 労働異動率

雇用の流動状況を示す指標としての労働異動率は、次の算式によって作成しています。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{月間の増加(減少)労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$$

なお、この入・離職率は事業所間の流動状況を示すものであり、単に新規の入・離職者のみならず、同一企業内の転勤者が含まれています。

3 留意事項

3.1 標本抽出方法等

この調査は、総務省統計局が行った「事業所・企業統計調査」に基づく「事業所・企業名簿」を母集団とした標本調査です。

30人以上の事業所（第一種事業所）は、平成13年「事業所・企業統計調査」の結果を用いて全事業所のリストを作成したうえで、これを産業及び規模別に区分けして、その区分けごとに調査事業所を抽出しました。

5～29人の事業所（第二種事業所）は、平成13年事業所・企業統計調査から毎月勤労統計調査基本調査区を設定し、そこから抽出した162区について、5～29人の規模の事業所の名簿を作成し、産業ごとに調査事業所を抽出するという二段抽出方法によったものです。

3.2 年平均の算出（実数及び指数）

3.2.1 実数

各月の実数（現金給与総額、総実労働時間数など円単位、時間単位で表した統計）の年平均については、1月から12月までの月次の数値を、各月の常用労働者数で加重平均することによって算出しています。

3.2.2 指数

指数の年平均については、各月の指数の合計を12で除して（単純平均）算出しています。

3.3 指数の目的

毎月勤労統計調査では、雇用、賃金及び労働時間の各調査結果の時系列比較を目的として、基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成しています。

3.3.1 指数の算式

各月の指数は、実質賃金指数を除き次の算式によって作成しています。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

※毎月勤労統計では、前年同月比等の増減率は指数に基づき算出することとされています。

3.3.2 実質賃金指数の算式

実質賃金指数を次の算式によって作成しています。

$$\text{各月の実質賃金指数} = \frac{\text{各月の(名目)賃金指数}}{\text{各月の消費者物価指数}} \times 100$$

※各月の消費者物価指数とは、各月の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)です。

3.3.3 時系列比較の注意事項

毎月勤労統計では、概ね3年ごとに規模30人以上の第一種事業所の交替を実施します（「抽出替え」といいます）。抽出替えを実施した際は、調査対象事業所が入れ替わったことにより統計数値にギャップが発生しますが、ギャップを数値化して過去に遡って指数を改訂しています。従って、統計数値の時系列比較をする際には、指数を用いてください。

3.3.4 指数の基準時

現在の指数の基準時は、平成17年（2005年）です。

3.4 指数の改訂

指数は、①基準年の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という。）

②30人以上規模事業所（以下「第一種事業所」という。）の抽出替えに伴う改訂

というふたつの事由により過去に遡って改訂します。

3.4.1 基準時更新

指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことで、5年ごとに行うものです（昭和56年3月20日統計審議会答申に基づく）。この基準時更新では、作成している指数の全期間にわたって改訂を行います。ただし、実質賃金指数を除き、増減率は改訂しません。

3.4.2 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

本調査では、定期的に、第一種事業所の抽出替え（調査対象事業所の入れ替え）を行ってきており、調査結果に時系列的なギャップが生じるおそれがあります。このため、修正する処理を適宜行うことでより正確な時系列比較を行うことが可能と考えられるときは、指数を修正することとしています。この修正を通常、ギャップ修正と呼んでおり、原則として、第一種事業所の抽出替えに併せて実施しています。

第一種事業所の抽出替え月に、旧サンプルと新サンプルとの調査を行い、新サンプルによる調査結果により過去に遡って指数を修正しています。なお、指数を作成していない夏季・年末賞与の増減率についても、同様に、ギャップの調整計算を行っていますが、毎月の絶対的な水準を表す実数値については、改訂を行わないこととしています。そのため、公表されている対前年比と実数から計算した対前年比は必ずしも一致しませんので、時系列比較をする際には注意してください。また、パートタイム労働者比率及び入・離職率はギャップ修正を行っていません。

3.5 賞与の表示について

賞与とは、特別に支払われた給与のうち、一般にボーナスと呼ばれている給与のことです。夏季賞与の場合は、年報該当年の6月～8月、冬季賞与の場合は該当年の11月～翌年1月に限定し、それぞれこの3か月分の調査項目の「賞与」をもとに集計しています。

「支給労働者1人平均支給額」は、賞与を支給した事業所における常用労働者1人当たりの平均賞与支給額です。「支給事業所数割合」は、賞与を支給した事業所数を全事業所数で除した値です。「支給労働者数割合」は、賞与を支給した事業所の全常用労働者数を全常用労働者数で除した値です。「平均支給月数」は、賞与を支給した各事業所における賞与の所定内給与に対する割合を単純平均したものです。

3.6 増減率の算出にあたって

毎月勤労統計では、対前年比の算出は指数によることとされています。そのため、指数表のない項目については、対前年比の表記をしていません。実数を用いて対前年比などの増減率の算出を行う場合は、概ね3年毎に行われる抽出替え（第一種調査対象の更新）によるギャップが発生しますので、ご注意ください。

4 毎月勤労統計調査地方調査票の様式

4. 1 第一種事業所調査票

様式第1号

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。
日

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(資企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (2) 300~999人 (3) 100~299人 (4) 30~99人 (5) 5~29人

月 日から 月 日まで

指定統計第7号 毎月勤労統計調査全国調査票 (第一種事業所用) 厚生労働省

平成 年 月 分

都道府県番号 調査区番号 事業所一連番号 産業分類番号 抽出率番号 事業所識別番号 企業識別番号

0 0 0

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数				6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込金額です。)			
	(1) 前調査期間の末日に何人でしたか。	(2) 採用、退職、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日に何人でしたか。		(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働給付、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(金、等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ペーシングの賞与等)及び支給事由の発生が不確実な給与です。)
男	1										①賞与
女	2										②定昇・ペーシング等の追給()月分から()月分
計	3										③3か月を超える期間で算定される通勤手当
うち、パートタイム労働者	4										その他(名称別に金額を記入してください。)

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 2 ペーシングを実施した。 3 就業短縮、一時休業を実施した。 4 休日に就業、営業等の事業活動を行った。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者氏名 調査票提出年月日 年 月 日

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。

4. 2 第二種事業所調査票

様式第2号

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。
日

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(資企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (2) 300~999人 (3) 100~299人 (4) 30~99人 (5) 5~29人

月 日から 月 日まで

指定統計第7号 毎月勤労統計調査全国調査票 (第二種事業所用) 厚生労働省

平成 年 月 分

都道府県番号 調査区番号 事業所一連番号 産業分類番号 抽出率番号 事業所識別番号 企業識別番号

0 0 0

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数				6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込金額です。)			
	(1) 前調査期間の末日に何人でしたか。	(2) 採用、退職、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日に何人でしたか。		(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働給付、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(金、等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ペーシングの賞与等)及び支給事由の発生が不確実な給与です。)
男	1										①賞与
女	2										②定昇・ペーシング等の追給()月分から()月分
計	3										③3か月を超える期間で算定される通勤手当
うち、パートタイム労働者	4										その他(名称別に金額を記入してください。)

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 2 ペーシングを実施した。 3 就業短縮、一時休業を実施した。 4 休日に就業、営業等の事業活動を行った。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

事業所の名称を氏名 調査票作成年月日 年 月 日

統計調査員印

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。

5 毎月勤労統計調査の沿革

西暦	和 暦	調 査 名	調査主体	改 訂 等
1923	大正 12 年 7 月	職工賃銀毎月調査 鉱夫賃銀毎月調査 賃銀毎月調査	内務省社会局	北海道ほか 22 府県における工場及び 東京鉱務署ほか 4 鉱務署における鉱山合計 510 署
1925	14 4		内閣統計局	29 府県の工場、鉱山
1927	昭和 2 1			調査対象に官公営工場と交通関係事業体を追加
1939	14 4	労働統計毎月実施調査	内閣統計局	33 府県における工場、鉱山、交通関係事業体約 7,200 所
1941	16 8	労働統計毎月調査	内閣統計局	全府県における工場、鉱山、交通関係事業体約 4,700 所
1944	19 7	毎月勤労統計調査	内閣統計局	全府県における工場、鉱山、交通関係事業体約 8,900 所
1946	21 12			調査対象に百貨店、銀行、信託業、保健業を追加
1947	22 7			指定統計 7 号に指定される
1948	23 9		労働省	調査の企画立案及び公表の権限を労働省に移管（実施は総理 庁統計局）
1950	25 1			毎月勤労統計調査規則（労働省令）制定 標本理論を導入 産業別に異なっていた調査対象規模の下限を常用労働者 30 人 以上に統一
1951	26 4	毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査	労働省	調査を労働省に全面移管 地方調査開始
1952	27 1			調査対象に建設業を追加
1954	29 3			サービス業の一部（「自動車修理業及びガレージ業」、「その他 の修理業」及び「医療保健業」）を調査対象に追加
1957	32 7	毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 乙調査 地方調査 特別調査		乙調査と特別調査開始 常用労働者 30 人以上事業所 約 9,300 事業所 常用労働者 5～29 人事業所 約 10,000 事業所、905 調査区 常用労働者 30 人以上事業所 約 18,500 事業所 常用労働者 1～4 人事業所 約 10,000 事業所、1,810 調査区
1971	46 1			サービス業の範囲を「家事サービス業」と「外国公務」を除く 全体に拡大
1972	47 7			調査対象に沖縄県を追加
1980	55 7	毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 乙調査 地方調査 特別調査		特別調査を拡充 常用労働者 30 人以上事業所 約 16,700 事業所 常用労働者 5～29 人事業所 約 16,500 事業所、1,914 調査区 常用労働者 30 人以上事業所 約 22,000 事業所 常用労働者 1～29 人事業所 約 134,000 事業所、4,750 調査区
1990	平成 2 1	毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査 特別調査		甲・乙調査の統合と地方調査の拡充等 常用労働者 5 人以上事業所 約 33,200 事業所、1,914 調査区 常用労働者 5 人以上事業所 約 43,500 事業所、2,561 調査区 常用労働者 1～4 人事業所 約 77,000 事業所、4,750 調査区
1993	5 1			パートタイム労働者についての給与・労働時間等の調査項目を 新設
1996	8 1	全国調査		一般・パート別の雇用指数を公表
2001	13 1	毎月勤労統計調査	厚生労働省	省庁再編に伴う調査主体名の変更
2002	14 1	全国調査		一般・パート別の賃金・労働時間指数を公表
2002	14 3			毎月勤労統計調査オンラインシステムによる調査票登録開始
2005	17 1	全国調査・地方調査		平成 14 年 3 月改訂の日本標準産業分類に基づく集計、公表 開始（特別調査は平成 16 年調査から）